

東部事務所太陽光発電所パワーコンディショナ部品交換業務仕様書

- 1 業務の名称
東部事務所太陽光発電所パワーコンディショナ部品交換業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務の場所
鳥取市古海 2 5 0（東部事務所内）
- 3 業務期間
契約日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで
- 4 業務の概要
企業局東部事務所の太陽光発電所において、パワーコンディショナ 2 台の内部部品を交換する。
- 5 業務の内容
 - (1) 対象
GSユアサ製パワーコンディショナ 2 台
 - (2) パワコンの概要
製造メーカー：GSユアサ
型式：LBBF-40-T3
定格出力容量：50kW
定格出力電圧：202V
定格入力電圧：200～550V
定格入力電流：133.0A
相数：3Φ3W
 - (3) 交換部品（2台分）
 - ・入出力ユニット
プリント板回路 1 2 枚 ヒューズ 2 個
 - ・インバーターマスター
電解コンデンサー 8 個 ヒューズ 6 個 プリント板回路 8 枚 ファン 4 台
 - ・インバータースレーブ 1
電解コンデンサー 8 個 ヒューズ 6 個 プリント板回路 2 枚 ファン 4 台
 - ・インバータースレーブ 2
電解コンデンサー 8 個 ヒューズ 6 個 プリント板回路 2 枚 ファン 4 台
 - ・インバータースレーブ 3
電解コンデンサー 8 個 ヒューズ 6 個 プリント板回路 2 枚 ファン 4 台

※ 交換を行った既設部品については、関係法令に基づき適切に処分を行うこと。

(4) 提出物

受注者は、以下の書類を、定められた期限内に、指定された部数提出する。

提出書類	提出期限	部数
①業務責任者通知書	契約日から7日以内	2
②業務工程表	契約日から7日以内	2
③業務計画書 業務計画書には次の事項を記載する。 ア 業務概要(業務目的,内容,履行期間等) イ 作業体制・緊急連絡体制 ウ 安全管理 エ その他必要な事項	契約後速やかに	2
④協議議事録	協議後速やかに	2
⑤業務報告書 業務報告書には次の事項を記載する。 ア 業務概要(業務目的,内容,履行期間等) イ 実施工程表 ウ 作業報告 ・作業年月日及び場所(対象装置) ・装置名(形式) ・受注者の作業名 ・試験結果(測定値)、問題点、不良箇所及び処置 ・取替部品(商品名・数量の別) ・実績作業時間、作業内容(作業日ごと) ・今後短期・長期的に予想される問題・対処案 ・発注者が対策・対応が必要な事項等の指摘 ・その他作業内容を把握する上で必要な事項 エ 業務写真 オ その他必要な事項	作業完了後速やかに	2
⑥業務完了通知書	業務完了後	1
⑦その他必要な書類	適時	別指示

(5) 業務の実施にあたっては、必要に応じて発注者と十分打合せを行うこと。

6 保証に関する事項

保証期間は、業務完了後1年間とする。

なお、この期間内に本業務における受注者の不備、或いは交換部品の不良等によるものと認められる不具合、事故等が生じた場合は、無償で修理又は代品との取替などの対応を行うこと。

7 その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- (ア) 再委託の契約金額が業務委託料の額の50パーセントを超える場合
- (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。
- (3) 秘密の保持
 - ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。
 - イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(2)により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、前項を遵守させなければならない。
 - ウ 発注者は、受注者が前2項に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償を請求することができる。
 - エ 前各項は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- (4) 目的外使用等の禁止
 - 受注者は、本業務に必要な情報等について、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供してはならない。
- (5) 調査等
 - 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、又は発注者の職員を立ち合わせ、報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。
- (6) 損失負担
 - ア 受注者は、本業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
 - イ 受注者は、本業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときはその限度において発注者の負担とする。
 - ウ 受注者は、受注者の責めに帰さない自由による損害については、ア又はイによる賠償の責めを負わない。
- (7) 完了報告及び検査
 - 受注者は、業務完了通知書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。
- (8) 委託料の支払等
 - ア 受注者は、前項の検査に合格したときは、速やかに当該検査対象部分に係る委託料の請求書を発注者に提出するものとする。
 - イ 発注者は、前項による正当な請求を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。
 - ウ 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。
- (9) 追完請求権
 - ア 発注者は、本業務の検査完了後において、本業務がこの仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
 - イ 前項により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
 - ウ ア及びイは、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。
- (10) 任意解除
 - ア 発注者は、(11)又は(12)によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、前項により契約を解除する場合、契約解除の1か月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(11) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(9)アの履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、前項によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(12) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(キ)のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又はこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(11)アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、前項によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務の仕様書及び取引上の社会

通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 解除の制限

(11) アの(ア)から(エ)及び(12)ア(ア)から(エ)までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(11)及び(12)による契約の解除をすることができない。

(14) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(15) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停(発注者と受注者が協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条第1項に規定する特許権等に関する訴えの場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(16) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。